騒音及び振動に係る特定施設の届出要領

1.届出の種類

	・用山り作料				
	届出事項	騒音規制法	振動規制法	届出期限	未届又は虚偽 の届出の罰則
1	工場又は事業場に特 定施設を設置しよう とする場合	特定施設設置届(法第6条-様式第1)	特定施設設置届(法第6条-様式第1)	工 事 開 始 の 30 日前 まで	騒音規制法第 30 条 5 万円以下、振動規制法第 26 条 30 万円以下の罰金
2	ーとの場施場 一との場施場 が際に業置 が際に業置 が際に業置が際に業 設た内事設 が際に業間 が際に業間 が際に業間 が際に業間 が際に業間 が際に業間 が際に業間 のな地はる のな場の がのの はる ののなり はる がのの はる はる はる はる はる はる はる はる はる はる はる はる はる	特定施設使用 届(法第7条 -樣式第2)	特定施設使用 届(法第7条 -樣式第2)	指と日定なか以定な又施っら内は設た特と日日	騒音規制法第 31 条 3 万円以下、振 動規制法第 27 条 10 万円以下の罰金
3	特定施設の種類場の のでである。 1 特定のでである。 おいました。 おいました。 おいました。 おいました。 おいました。 おいました。 ないででは、 ないででは、 ないででは、 ないででは、 ないででは、 ないででは、 ないでは、	特定施設の種 類ごとの数変 更届(法第 8 条 - 様式第 3)	・	変 更 工 事 別 日前 で	騒音規制法第 31 条 3 万円以下の罰金 振動規制法第 27 条 10 万円以下の 罰金

	届出事項	騒音規制法	振動規制法	届出期限	未届又は虚偽 の届出の罰則
5	騒音又は振動の防止 の方法を変更する場合 3 氏名、住所、工場又 は事業場の名称、所 在地等に変更があっ た場合	届(法第 10	振動の防止の 方法第8条- (法第4) 氏名等の変更 届(法第10 条・様式 6)	変開 田	騒音規制法第 31 条 3 万円以下、振動規制法第 27 条 10 万円以下の罰金 騒音規制法第 33 条 1 万円以下、振動規制法第 29 条 3 万円以下の過料
6	工場又は事業場に設 置する特定施設のす べての使用を廃止し た場合	特定施設使用 全廃届(法第 10 条 - 様式 第 7)	特定施設使用 全廃届(法第 10 条 - 様式 第 7)	使用を廃 止した日 から 30 日 以内	騒音規制法第 33 条 1 万円以下、振 動規制法第 29 条 3 万円以下の過料
7	工場又は事業場に設 置した特定施設のす べて(すべて又は一 部)譲り受け又は借 り受け、相続又は合 併により承継した場 合	承継届(法第 11 条 - 様式 第8)	承継届(法第 11 条 - 様式 第8)	承継があった日から 30日以 内	騒音規制法第 33 条 1 万円以下、振 動規制法第 29 条 3 万円以下の過料

- 1 特定施設の種類ごとの数を減少する場合及び特定施設の種類に係る直近の届出により届出た数の2倍以内の数に増加する場合は、届出の必要はありません。
- 2 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合及び使用時間の開始時刻の 繰上げ又は終了時間の繰下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。
- 3 防止方法の変更により騒音又は振動の大きさが増加しない場合は、届出の必要 はありません。
- 4 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更のことであって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1及び6の届出が必要になります。

2.指定地域

騒音規制法の 区域の区分	振動規制法 区域の区分	都市計画の用途地域
第 1 種区域		第 1 種低層住宅専用地域第 2 種低層住宅専用地域
第2種区域	第1種区域	第 1 種中高層住宅専用地域 第 2 種中高層住宅専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第3種区域	第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域		工業地域

3 . 騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に 関する基準 (単位:デシベル)

時間の区分	区 域 の 区 分				
時間の区力	第 1 種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
昼 間 午前8時から午後6時まで	50以下	60以下	6 5 以下	70以下	
朝 ・ 夕 午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	4 5 以下	5 0 以下	6 5 以下	7 0 以下	
夜 間 午後9時から午前6時まで	40以下	4 5 以下	5 5 以下	6 5 以下	

4. 振動規制法第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する振動の規制に 関する基準 (単位:デシベル)

時間の区分	区 域 の 区 分			
時间の区力	第 1 種区域	第2種区域	第2種区域	
		(-)	(=)	
昼 間 午前8時から午後7時まで	6 0 以下	6 5 以下	7 0 以下	
夜 間 午後7時から午前8時まで	5 5 以下	6 0 以下	6 5 以下	

騒音規制法に基づく特定施設

騒 音 規 制 法 施 行 令 別 表 第 一 (第 一 条 関 係)

- 一 金属加工機械
 - イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。)
 - 口 製管機械
 - ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が三・七五キ ロワット以上のものに限る。)
 - ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ホ 機械プレス(呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。)
 - へ せん断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤーフォーミングマシン
 - リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
- 二 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 三 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・ 五キロワット以上のものに限る。)
- 四 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 五 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)
 - ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)
- 六 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 七 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
 - 八 砕木機
 - ニ 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が一五キロワット以上のも の、木工用のものにあっては原動機の定格出力がニ・ニ五キロワット以上のものに 限る。)
 - ホ 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
 - へ かんな盤(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
- 八 抄紙機
- 九 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- 一〇 合成樹脂用射出成形機
- ーー 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

振動規制法に基づく特定施設

振動規制法施行令別表第一(第一条関係)

- 一 金属加工機械
 - イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ロ機械プレス
 - ハ せん断機(原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。)
 - 二 鍛造機
 - ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。)
- 二 圧縮機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 三 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・ 五キロワット以上のものに限る。)
- 四 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 五 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。)
- 六 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)
- 七 印刷機械(原動機の定格出力が二・ニキロワット以上のものに限る。)
- ハ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の 定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。)
- 九 合成樹脂用射出成形機
- 十 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)